

保有個人データ開示請求書

年 月 日

新関西国際空港株式会社 御中

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人データの開示を請求します。

記

請求する保有個人データの名称等

（請求する保有個人データの特定ができるよう、保有個人データの名称、内容等をできる限り具体的に記載してください。）

※代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の氏名	
本人の住所	
本人の電話番号	

※次頁の＜注意事項＞をお読みください。

※以下の欄は記入しないでください。

※以下の欄は記入しないでください。		受付印欄
担当部等：	部	
担当課：	課（調査役）	
請求者の確認	運転免許証 健康保険証 個人番号カード [※] パスポート その他（ ）	
本人の確認（代理人請求の場合）	運転免許証 健康保険証 個人番号カード [※] パスポート その他（ ）	
代理関係の確認	委任状 その他（ ）	

< 注意事項 >

- 1 請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記載してください。
ここに記載された住所及び氏名に決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入願います。
連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。
- 2 請求する保有個人データについて、その名称、内容等をできる限り具体的に記載してください。
- 3 請求の際には、本人であることを確認するために、合わせて下記書類を窓口へ提出又は送付願います。

窓口の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）、写真付き住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、在留カード若しくは特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）、又は年金手帳

郵便の場合：窓口の場合に必要な書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限ります。）

- 4 代理人の方が請求する場合は、3の書類のほか、代理人の方についても、3と同様の書類が必要となります。また、委任状その他代理権の存在を確認出来る書類も必要です。
- 5 窓口へ提出頂いた、本人であること又は代理人であることを確認するための書類は、複写させていただきます。

< 手数料について >

請求を行う場合には、保有個人データ 1 件につき 300 円の手数料（窓口：現金、郵送：現金書留又は郵便為替に限ります。）が必要です。手数料につきましては、請求時にお支払い願います。